

国立健康危機管理研究機構国立国際医療研究所
動物実験施設管理運営委員会細則

令和7年4月1日細則第22号

国立健康危機管理研究機構国立国際医療研究所動物実験施設管理運営委員会細則

(目的)

第1条 国立健康危機管理研究機構国立国際医療研究所（以下「研究所」という。）で行われる動物実験が、国立健康危機管理研究機構国立国際医療研究所動物実験等に関する実施細則（令和7年細則第21号）（以下「細則」という。）に基づき、適切に行われるよう動物実験施設の管理運営に関する必要事項について定める。

(設置)

第2条 国立国際医療研究所長（以下「研究所長」という。）は、第1条に規定する動物実験施設の運営に関する必要事項を審議するため、研究所に動物実験施設管理運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(定義)

第3条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「動物実験施設」とは、実験動物の恒常的な飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備及びその他の所長が承認した区域をいう。
- 二 「戸山地区」とは、動物実験施設のうち戸山本部キャンパス（西）に置かれるものをいう。
- 三 「国府台地区」とは、動物実験施設のうち国府台キャンパスに置かれるものをいう。
- 四 「研究部」とは、研究所に置かれる組織であって、動物実験施設を利用するものをいう。

(組織)

第4条 運営委員会は戸山地区及び国府台地区にそれぞれ置くこととし、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 戸山地区
 - イ 研究所長
 - ロ 動物実験管理部長
 - ハ 研究部の部長、室長又はテニュアトラック研究職員のうち部長職にある者から研究所長が指名する者
- 二 国府台地区
 - イ 肝炎・免疫研究センター長
 - ロ 動物実験管理部長
 - ハ 研究部の部長、室長又はテニュアトラック研究職員のうち部長職にある者から肝炎・免疫研究センター長が指名する者

(委員の任期)

第5条 前条第一号及び第二号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 運営委員会に委員長を置き、戸山地区においては研究所長、国府台地区においては肝炎・免疫研究センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第7条 委員長は、委員の3分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、運営委員会を招集しなければならない。

2 運営委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 運営委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上で決する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営委員会に出席させ、その者から説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第9条 運営委員会に、専門的事項を審議又は処理するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第10条 運営委員会の庶務は、動物実験管理部において処理する。

(罰則)

第11条 委員長は、動物実験施設の管理運営に著しく支障を生ぜしめた者の、利用資格の取消し、動物実験施設の利用停止、講習会の再受講等を命ずることができる。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定めることができる。

第13条 この細則の改廃については、運営委員会において調査審議し、国立国際医療研究所部長等会議の承認を得て、理事長の決裁を受けるものとする。

附則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。